

業務仕様書

2024-2026 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」に係る 参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マレーシアの政府関係機関における中間管理職層・初級職層の行政官に対して、優れた管理職・行政官を育成することを目的として研修を行うものです。

本事業の遂行にあたっては、一般財団法人日本国際協力センター（JICE）（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、行政官研修において、人事院、内閣府、総務省を始めとする公務員制度や地方自治制度を所管する中央省庁との長年のネットワークがあり、多彩な講師陣・視察先の提案ができ、また人事院 OB（元人事官）を内部人材として持ち、研修内容へのアドバイス、研修関係者の紹介などが可能である。また国際交流部にて 2007 年より ASEAN 地域等を対象とした外務省の事業「JENESYS（Japan-East Asia Networks of Exchange for Students and Youths: 対日理解促進交流プログラム）」を継続的に受託し、2022 年には 130 名、2023 年には 61 名の若者をマレーシアから日本に招聘するなど同国との長期にわたって関係を保持しており、同国に関する情報、知見が内部に蓄積されている。

上記の理由により、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：2024 年 9 月 15 日～2024 年 9 月 28 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 7 月 22 日～2024 年 11 月 30 日（予定）
※2025 年度、2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。なお、本研修は一部の講義・視察・発表を除き、2つの研修を合同で実施します。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

1) 案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年

度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

- 2) 行政官研修関連分野に関する研修（講義／演習等）を、自らまたは関係機関等のリソースを活用して実施した経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024年5月15日(水)12:00(正午)まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書(様式1)、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年5月22日(水)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年5月28日
	回答予定日	2024年6月4日
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 誓約書(様式2)
- (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課(担当：嶋村)

電話：03-3485-7654(代表) E-mail: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別添2)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードに

については、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。

・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記 3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2024-2026 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件 1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）国別研修

- ① 「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」
- ② 「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」

※一部の講義・視察・発表を除き、研修は合同で実施されます。

（2）全体受入研修期間（予定）

【来日研修】2024 年 9 月 15 日～2024 年 9 月 28 日

※同一の日程で来日。

（3）研修員（予定）

1) 定員計 30 名（①15 名 ②15 名）

2) 研修対象国 マレーシア

3) 研修対象組織・対象者

・研修対象組織：

マレーシア人事院（JPA : Jabatan Perkhidmatan Awam）等

・研修対象者：

- ① マレーシアの政府関係機関における初級職層の行政官
- ② マレーシアの政府関係機関における中間管理職層の行政官

（4）研修使用言語

英語

（5）研修の背景・目的

マレーシアの若手人材を日本に派遣する研修プログラムは、1981 年にマレーシア政府によって開始された東方政策（LEP）の一環で、戦後大きく成長した日本の経験、特に日本の発展の主要因の一つである労働倫理・規律や運営管理手法等について、マレーシア側が学習し、同国の文脈にて同知見・手法を適応することを目的として開始された。1997 年から 2005 年には、マレーシア政府と日本政府がコストシェアする形で経営管理セミナー（EMS）が実施され、また、2006 年にマレーシア政府と日本政府間で日本マレーシア経済連携協定（JMEPA）が締結されて以降は、同研修プログラムは 2015 年にかけて、日本・マ

レーシア間「経済パートナーシッププログラム(EPP)」の下で継続実施された。また、2013年の日・ASEAN特別首脳会議での東方政策プログラム(LEP)の再検討・再評価を経て、同研修プログラムはよりマレーシアの現ニーズに合う新しいコストシェアリング型LEP2.0研修プログラムとしてマレーシアの経済改革プログラム(2016年~2020年)に沿う形で実施され、本研修はこのLEP2.0研修プログラムの一環として実施される。これらプログラムに参加する中間管理職行政官・初級職行政官は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に携わることができ、この研修がその推進に役立つことが期待されている。

(6) 案件目標

- ① 初級職公務員としての役割を理解すると共に、現代社会における行政組織・組織運営・人的資源管理・プロジェクトの管理・予算管理に対する理解を深め、それぞれの所属組織においてマレーシアの公共サービス向上の一翼を担うことが出来るようになる。
- ② より良い政策・行政サービスを提供するために、優れたリーダーシップを有する管理職を育成する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

①

- (ア) 所属組織において初級職公務員として直面する課題を把握・分析する。
- (イ) 日本の文化・経済、官民における組織運営、人材育成、改善への取組みに関する知識と理解を深める。
- (ウ) 現代社会における行政組織と管理職の役割を理解し、日本の事例から組織管理、チームマネジメント、リーダーシップ、問題解決能力、人材管理および予算管理を含めたプロジェクトマネジメント手法を学ぶ。
- (エ) 研修で得た知識を活用し、所属組織における課題の解決を目指したアクションプランを作成する。

②

- (ア) 所属組織において中間管理職の役割と課題について理解する。
- (イ) 中間管理職に必要な能力の向上を図る。(意思決定戦略、コミュニケーション能力、リーダーシップ、高いパフォーマンスやパラダイムシフトを達成する能力など)
- (ウ) 日本の官民における組織運営・経営管理手法・改善の取組み、日本の公務員制度・人材育成・政策立案等について理解する。
- (エ) (ア)で明確にした役割と課題に対応するため、研修で得た知識を活用し、帰国後のアクションプランを作成する。

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・視察
- エ. レポートの作成・発表

2) 当機構が実施するプログラム

・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契組織における中間管理職の役割を理解する。

(2) 契約履行期間（予定）

2024年7月22日～2024年11月30日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(3) 業務の概要

日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

(4) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答

- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を計2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印
(メールアドレス)

2024-2026 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合）
登録番号：
- 2 応募要件に関する記述
※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。
※ サイズ：A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- 3 添付資料（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有していない場合は提出要）
 - (1) 組織概要
※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。
 - (2) 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
 - (3) 財務諸表（写）（申請日直前1年以内に確定した決算書類）（写）
 - (4) 納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

以 上

提出日： 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構

東京センター 契約担当役 殿 2024-2026 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 行政初級職人材育成・プロジェクト管理」「LEP2.0 中間管理職のための指導教育」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項 について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

法人番号

住所

法人名

役職名

代表者氏名

印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察 庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上